

資料編

保全利用協定ロゴマーク

保全利用協定認定証

保全利用協定リーフレット（事業者用）

保全利用協定リーフレット（行政用）

土地利用規制現況図

自然環境マップ

<保全利用協定ロゴマーク>

締結事業者は、保全利用協定のロゴマークをパンフレット、HP、その他の広告媒体で使用することができます。ロゴマークの入手方法は、事務局にお問い合わせください。

なお、保全利用協定の認定は、事業者ではなく、「協定」自体に与えられるものなので、**必ずその協定区域を明記**してください。



記載例：〇〇地区保全利用協定

<保全利用協定認定証>

協定締結代表事業者へのみ1枚発行します。(次ページ参照)

協定締結事業者間でコピーを取り、それぞれで所持してください。

制度を広く普及し、沖縄の自然を保全するために、
ロゴマークは積極的にご活用してもらえばと思
います。

また、本認定書は、事務所に掲示する等保全利用協
定制度のアピールに用いてください。



第〇一〇号

保全利用協定認定証

(株)○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○

あなたが締結した保全利用協定は沖縄振興特別措置法第21条
第5項の規定により認定します

協定の名称 ○○○○○○○○○○○○

協定区域 ○○○○○○○○○○
(○△□○△□○△□○△□)

有効期間 平成〇□年〇月△日から
平成〇△年□月△日まで

平成〇〇年〇月〇△日

沖縄県知事 ○○ ○○



保全利用協定

エコツールルル作成のススメ エコツアー事業者のみなさまへ

保全利用協定とは

沖縄県内において環境保全型自然体験活動（いわゆる「エコツアーア」に該当）に係る事業者が、環境保全型自然体験活動を行う場所（エコツアーフィールド以下「フィールド」）の適正な保全と利用を目的として、地域住民・関係者からの意見を適正に反映しつつ、事業者間で自主的に策定・継続するルールのことです。その内容が適切なものであれば、沖縄県知事がこれを適当なものとして認定することができます。

保全利用協定制度は、地域の資源の保全と利用に責任がもてる事業者の活動を支援することで、エコツーリズムの経営に沿った自然体験活動が認定されることを目指して沖縄振興特別措置法に盛り込まれた制度です。

環境保全型自然体験活動とは

野生の動植物の観察／地形・地質などの自然景観の鑑賞／シーカヤック、スキューバダイビング等による自然探検、自然体験を通じた環境教育、学習／地域の自然に巣巣した文化や暮らしの体験学習等

保全利用協定とエコツーリズム推進

エコツーリズムを推進するにあたり、エコツアーアの対象となる自然資源（自然や文化）を保全するための配慮が不可欠であり、資源を持続的に保全・利用していくためのルールを策定し、ガイドや事業者などの関係者間でそのルールを守っていくことが重要です。

近年、自然体験型の観光プログラムが新たな産業として関心を高める反面、過剰な観光利用や自然環境保全への配慮がない観光事業者等による自然環境の質問が懸念されていることから、沖縄県では、地域の資源を保全・利用するためのルールである保全利用協定制度の普及に取り組んでいます。

保全利用協定締結のメリット

保全利用協定締結によって、協定区域におけるそれぞれの主体の方々へ下記のようなメリットが想定されます。

事業者のみなさま

- 「環境に配慮した事業をしていることのPRになる」
- 「フィールドを利用する事業者同士で、話し合う機会を得て」
- 「周辺の地域のみなさんと、フィールドを利用していることへの理解が得られる」
- 「そのフィールドの持続的な利用につながる」

地域住民のみなさま

- 「生息の野生生物を利用することなく、環境に配慮するよう改めることができます」
- 「事業者を認識することができます」
- 「生息保護区域の環境保全と持続的利用につながる」
- 「地域としての環境配慮の取り組みとしてPRできるとともに、住民一人一人への感謝になります」

行政のみなさま

- 「協定するフィールドを利用する事業者に、環境に配慮するよう改めることができます」
- 「フィールドを利用する事業者を把握することができます」
- 「周辺地域住民への理解につながる」
- 「協定するフィールドの環境保全と持続的利用につながる」

エコツアーやダイビング事業をされているみなさま こんなことでお困りではないですか？

ケース1

“ツアーをしているフィールドが、使われすぎて荒れてしまっている。”

ケース2

“ツアーをしているフィールドの、混雑が激しい。”

ケース3

“フィールドまわりに放置されるごみが多くなっている。”

ケース5

“フィールドをつかっている他の事業者と話がしたい。”

ケース4

“フィールドの近くで生活している人たちからの意見が聞きたい。”

そのフィールドの保全利用協定(エコツールール)をつくってみましょう。

保全利用協定(エコツールール)は、そのフィールドの環境を大事にしながら持続可能な活動する方法を、事業者同士で話し合い、地域の方々にもツアーについて理解してもらい、沖縄県に認めてもらう仕組みです。ぜひ有効に活用しましょう。

トピック1. トピック2. トピック3. トピック4. トピック5.

保全利用協定締結事例

仲間川地区保全利用協定【竹富町】

仲間川地区保全利用協定は、岡利度の利用第1号として、西表島の仲間川で活動している道重船2事業者、カヌー3事業者の計5事業者によって策定・締結され、平成16年6月に沖縄県知事の認定を受けました。

トピック1. トピック2. トピック3. トピック4. トピック5.

トピック1. トピック2. トピック3. トピック4. トピック5.

保全利用協定に関する詳しいお問い合わせ先

<http://www.pref.okinawa.jp/sita/kankyo/shizenhogo/index.html>

比謝川地区保全利用協定【沖縄本島嘉手納町】

比謝川地区保全利用協定は、岡利度の利用第2号として、沖縄本島中部の比謝川で活動しているカヤック3事業者によって策定・締結され、平成22年3月31日に沖縄県知事の認定を受けました。

トピック1. トピック2. トピック3. トピック4. トピック5.

トピック1. トピック2. トピック3. トピック4. トピック5.



保全利用協定

エコツールルル作成のススメ 行政のみなさまへ

保全利用協定とは

沖縄県内において環境保全型自然体験活動（いわゆる「エコツアーア」に該当）に係る事業者が、環境保全型自然体験活動を行う場所（エコツアーフィールド以下「フィールド」）の適正な保全と利用を目的として、地域住民・関係者からの意見を適正に反映しつつ、事業者間で自主的に策定・継続するルールのことです。その内容が適切なものであれば、沖縄県知事がこれを適当なものとして認定することができます。

保全利用協定制度は、地域の資源の保全と利用に責任がもてる事業者の活動を支援することで、エコツアーフィールドの理念に沿った自然体験活動が促進されることを目的として沖縄振興特別措置法に盛り込まれた制度です。

環境保全型自然体験活動とは

野生の動植物の観察・地形・地質などの自然情報の鑑賞／シーカヤック、スキューバダイビング等による色彩探知、自然体験を通じた環境教育、学習／地域の自然に寄与した文化や暮らしの体験学習等

保全利用協定とエコツーリズム推進

エコツーリズムを推進するにあたり、エコツアーアの対象となる地域資源（自然や文化）を保全するための配慮が不可欠であり、資源を持続的に保全・利用していくためのルールを策定し、ガイドや事業者などの関係者間でそのルールを守っていくことが重要です。

近年、自然体験型の観光プログラムが新たな産業として関心を集めている反面、過剰な観光利用や自然環境保全への配慮がない観光事業者等による自然環境の質問が懸念されていることから、沖縄県では、地域の資源を保全・利用するためのルールである保全利用協定制度の普及に取り組んでいます。

保全利用協定構築のメリット

保全利用協定構築によって、協定区域におけるそれぞれの主体の方々へ下記のようなメリットが想定されます。

行政のみなさま

「管轄するフィールドを利用する事業者に、環境に配慮するよう促すことができる」

「フィールドを利用する事業者を把握することができる」

「周辺地域住民への理解につながる」

「管轄するサイトの環境保全と持続的利用につながる」

環境住民のみなさま

「生活の周辺地域を利用する事業者に、環境に配慮するよう促すことができる」

「事業者を把握することができる」

「生活周辺地域の環境保全と持続的利用につながる」

「地域としての環境配慮の取り組みとしてPRできるとともに、住民1人1人の貢献になる」

事業者のみなさま

「構造に配置した事業をしていることのPRになる」

「フィールドを利用する事業者同士で、話し合う機会を得てる」

「周辺の地域のみなさんと、フィールドを利用していることへの理解が得られる」

「そのフィールドの持続的な利用につながる」

保全利用協定締結までのおおまかな流れ

保全利用協定締結までの流れです。■については認定後の協定に基づいた活動です。
それぞれのステップについて詳しくは沖縄県環境生活部自然保護課へ問い合わせてください。



1 協定締結に向けた話し合い

同じフィールドを利用している事業者が中心となって、協定区域に係る地域住民や関係者の意見も踏まえながら保全利用協定を作成していくステップです。主に以下の四つの流れで保全利用協定を作成しています。

- ①事業者による話し合い
- ②地域住民・関係者からの意見聴取
- ③協定区域の認定
- ④保全利用協定の作成

2 保全利用協定の締結・申請

- で作成した協定を事業者間で締結し、申請書類を作成し申請するステップです。
- ①保全利用協定の締結…事業者間で作成した協定を締結します。協定区域を使用する事業者数の過半数が締結したものが有効となります。
- ②保全利用協定の申請…締結した協定の申請書類を作成し、沖縄県知事(事務局)へ郵送してください。受け取った段階で申請が完了となります。

3 一般への公告・報酬

申請された協定は公告・報酬(2週間)が行われます。何らかの理由で保全利用協定に反対するものは、その意見を沖縄県知事(事務局)に提出することができます。提出された意見は、認定委員会での内容審査の際に協定の是非を検討する材料になります。その際に、沖縄県知事(事務局)による調査(申請者や関係者へのヒアリング等)が行われることがあります。

5 認定委員会による内容審査

公告・報酬によると一般からの意見聴取、市町村長からの意見聴取が完了した保全利用協定は、認定委員会による内容審査が行われます(2週間以内)。

6 協定への県知事認定

認定委員会での内容審査が完了し、最終的に協定の妥当性が認められた場合、県知事の認定が与えられます。認定が与えられなかった協定については、その理由を明示したうえで申請者へ差し戻されます。県知事の認定を受けた保全利用協定について、沖縄県知事(事務局)はその旨を文書の発送をもって代表団体事業者に通知します。また、県のホームページ上で協定区域および保全利用協定、認定事業者を公表します。

4 市町村への通知と意見の聴取

沖縄県知事(事務局)は申請書類を受領した旨を、協定区域を含む市町村長へ通知し、申請書類を交付します。市町村長は、保全利用協定の内容を、主に地域住民の生活との関係、土地所有者・管理者との関係、地域資源の保全の観点から確認し、その妥当性についての意見書を沖縄県知事(事務局)へ送ります。協定区域が複数の市町村にまたがる場合は、そのすべてに通知します。

7 認定後の協定区域の観察～報告

認定後、認定終了事業者は、協定区域で保全利用協定に基づいた活動を実施します。

- ◆協定区域の観察・記録…協定終了事業者同様に協力・分担して、申請した方法によりフィールドの観察・記録を行ってください。
- ◆観察・記録結果の報告…定期報告と必要に応じて臨時報告を行って下さい。報告を受けた沖縄県知事は必要に応じて情報等の手配をします。

■フィールドとは、自然体験活動・エコツアーや行なう場所のことです。

保全利用協定締結事例

仲間川地区保全利用協定【竹富町】

仲間川地区保全利用協定は、同制度の利用第1号として、西表島の仲間川で活動している漁業組合事業者、カヌー事業者の計2事業者によって策定・締結されました。平成16年6月に沖縄県知事の認定を受けました。

【仲間川地区】 総行区域の増設、2ストロークエンジン船の使用自粛、燃油波が立ちにくい遊覧船の追加導入、滞在時間を長く設定し自然保護を充実させたツアーニューアーの観察・導入券が追記されています。

【仲間川地区】 海洋による遊覧船の運行制限、カヌー利用において千葉への1日あたりの人頭・人頭の制限等が追加されています。

比謝川地区保全利用協定【沖縄本島嘉手納町】

比謝川地区保全利用協定は、同制度の利用第2号として、沖縄本島中部の比謝川で活動しているカヤック3事業者によって策定・締結され、平成22年3月31日に沖縄県知事の認定を受けました。

同協定には、「自然環境」「安全管理」「地域住民の生活・伝統文化」などの配慮事項が定められています。具体的には、マングローブ林保護のためのカヤックの航路制限、地域住民・漁業者への配慮などです。また、比謝川地区の環境の保全に加えて、保全利用協定締結以前から、当地域で漁業の苦難と抗争し、比謝川流域や周辺の海岸線でのゴミ拾いを行なうなどの清掃活動を実施しています。



保全利用協定に関する詳しいお問い合わせ先

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenheigo/index.html>

沖縄県 環境生活部 自然保護課 自然保護班
TEL: 098-8570 / 沖縄県那覇市真鍋1-2-2 行政棟4階(北側)
電話番号: 098-866-2243 FAX番号: 098-866-2240